

2020年9月吉日

性的指向・性自認に関する党首選挙アンケート
ご回答のお願い

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（略称：「LGBT法連合会」

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私たち性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(略称:LGBT法連合会)は、全国の当事者、支援者、専門家など103の団体から構成される連合体です。立法府に対する政策提言活動を通じて、当事者の困難が解消されることを目的に活動を展開しております。

性的指向・性自認に関する困難については、近年報道等を通じて広く知られはじめ、一部の国の取り組みや、先進的な自治体をはじめとする行政の取り組み、あるいは各種団体の自主的な取り組みが進んでいます。しかしながら、困難の具体的な実態については、未だ認知されていない部分も多く、必要な支援が十分に行われているとは言い難い状況です。新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大によっても、その困難や支援の不足が露わとなりました。このような厳しい状況下においてこそ、全国どこにいても性的指向や性自認に関する差別を受けることのない、安心・安全に生活できる環境整備に向けた取り組みが必要です。

このような中、今後の立法府の取り組みを考える上でも、貴党のリーダーを決めることとなる選挙において、各候補者がどのようなお考えをお持ちであるにあるのか、広く社会的に共有したく、ここにアンケートを実施、送付させていただきます。ぜひとも本アンケートの社会的意義を趣旨にご理解くださるを賜り、ご回答いただければ幸甚にございます。

なお、上記の趣旨から、ご回答いただいた内容は、当全国連合会、またはそのリンク先のサイトで公表させていただく予定にしておりますので、予めご了承ください。

謹白

ご回答・ご返送にあたってのお願い（重要）

ご回答・ご返送には、下記①～②の方法がございますが、ご回答を迅速に当会 Web サイトに公開する観点から、できるだけ①をご利用いただくことをご検討いただけましたら幸いです。

① メール返送：

下記までご返送ください

返信用メールアドレス：

ご回答いただいた調査票の手書きデータのスキャン、もしくはその他電子データでご回答いただき、メールにてご送信いただく方法です

なお、このアンケートのワードファイルは下記の URL よりダウンロードいただけます。

URL：

② ファックス送信

調査票に、手書きでご回答いただくか、ワード入力いただいたものをプリントアウトしていただき、それを下記のファックス番号に、ご送信いただく方法です。

返信用 FAX 番号：

投票前日までご回答を受付させていただきますが、 月 日 () までをめぐに、なるべくお早くご返送お願いいたします。受け付け順に、ご回答内容をウェブにて、公開させていただきます。

ご回答者_____様

問1

性的指向・性自認に関する課題は人権問題であると考えていますか？

1. 人権問題であると考えている
2. 人権問題であると考えていない
3. その他 ()

*なお、法務省は性的指向や性自認に関する偏見や差別をなくすことを、「啓発活動強調事項」にあげています。

問2

今回の貴党の党首選挙の貴殿の公約に、もっとも近いものを選んでください。
もし入っていないとしても、今後お取り組みをされますか？

1. 「LGBT」や「性的指向・性自認 (SOGI)」などに関する事項が公約に入っている
2. 「LGBT」や「性的指向・性自認 (SOGI)」などに関する事項は公約に入っていないが、今後取り組む
3. 「LGBT」や「性的指向・性自認 (SOGI)」などに関する事項は公約に入っていないし、今後取り組まない
4. その他 ()

問3

性的指向・性自認に関する差別は存在すると考えていますか？

1. 差別は存在すると考えている
2. 差別は存在しないと考えている
3. その他 ()

*内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)によれば、性的指向に関する人権問題として「差別的な言動をされること」49%、性同一性障害に関する人権問題について、「差別的な言動をされること」49.8%となっています。

問4

「性的指向・性自認による差別をしてはならない」と明記した法律を制定するご意向はおありますか？

1. 制定するつもりである
2. 制定するつもりはない
3. その他 ()

問5

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、前回改正から9年

が経過しており、3年の見直し規定が履行されていません。現行の規定には国際的にも批判が集まっています。改正するおつもりはありますか？

1. 改正するつもりである
2. 改正するつもりはない
3. その他 ()

〔背景〕

戸籍の性別変更の要件は、性同一性障害特例法で定められています。しかし、海外の現状と比べると要件が厳しすぎると指摘されています。現在要件外の当事者についても、円滑な社会生活を行えるよう、改正を求める強い要望が当事者団体などから出されています。たとえば、

- 「現に未成年の子がいないこと（子なし要件）」に関して
→ 未成年の子どもがいても、子どもが親の外見等の変更を受け容れていたり、円滑で安定的な就労による子の扶養のためにも、性別変更が望ましいと思われるケースが少なくない。性別変更を認める諸外国では、こうした要件を課す国はない。
- 「手術要件」に関して
→ 既に海外では手術を性別変更の要件にしない国が増えつつある。WHO の勧告にあるように、戸籍の性別変更に手術を要件とすることは、人権上問題であり、また身体的・経済的負担が非常に大きい点でも問題であり、外すべきである。加えて、たとえば卵巣はあるが子宮がない（あるいは機能していない）ような場合にも手術が必要となっているのは、不適切である。

以上